

川棚町新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金

新型コロナウイルス感染症の流行による影響の大きい町内飲食業、観光業を営む事業者に対し、経営継続のための給付金を交付し、緊急的な経済支援を行います。

1. 対象事業者

以下の全てに該当する事業者とします。

- (1) 令和2年3月1日現在において、町内に事業所を有する事業者（個人事業主を含む。）であること。
- (2) 飲食店、旅館・ホテル業、観光バス事業を営んでいること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症による流行の影響により、令和2年3月から6月までの売上高のうちのいずれかの月で、前年同月比で50%以上の減少がある事業者であること。
- (4) 令和2年4月1日現在で町税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等の反社会勢力との関係を有していないこと。
- (6) 社会通念上不適切であると判断される事業者でないこと。
- (7) 令和2年1月31日以前から休業している事業者でないこと。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の終息後においても、引き続き営業を継続していく意思がある事業者であること。

2. 給付額 飲食業、旅館・ホテル業、観光バス事業 1事業所当たり 一律 20万円

3. 給付金申請手続き

(1) 給付金交付申請書提出（事業者） ※郵送申請

- (必要書類等)
- ・給付金交付申請書（様式第1号）
 - ・売上高比較表（様式第2号）
 - ・売上高がわかる資料（売上台帳等）

※営業期間が1年未満の事業者については、開業後から6月までの売上高等がわかる資料

- ・飲食業、観光バス事業、旅館・ホテル業を営んでいることが確認できる営業許可証の写し
- ・町税に滞納がない証明書
※滞納状況確認に対する同意がある場合は不要
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

(2) 内容審査・交付決定（町）

(3) 給付金請求（事業者） ※郵送申請

- (必要書類等)
- ・補助金交付請求書（様式第5号）
 - ・通帳写し

(4) 給付金交付（町）

4. 申請期間 令和2年5月2日（土）から令和2年8月31日（月）※必着

5. 申請書提出（郵送）先

- (1) 〒859-3692 東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1
川棚町役場産業振興課商工観光係

【問い合わせ先】

川棚町産業振興課商工観光係 TEL0956-76-8335